

2024年10月28日

各位

**手形・小切手の全面的な電子化に向けた手形・小切手の発行終了等について**

株式会社 埼玉りそな銀行

埼玉りそな銀行（社長 福岡 聡）は、手形・小切手の電子化に向けて手形・小切手の発行を終了します。全国銀行協会は2021年6月に閣議決定された政府の「政府戦略実行計画」に「5年後の約束手形利用の廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とした自主行動計画を策定しています。埼玉りそな銀行としても引き続き手形・小切手の電子化に向けた取り組みを推進し、お客さまのDX化を後押しします。

**◆ 紙の手形・小切手の発行を無くし、電子化を加速させます**

2025年9月30日（火）に、すべてのお客さまを対象に手形・小切手帳の発行の受付を終了します。小切手を現金の払出のためにご利用のお客さまは当座カードをお申込みのうえご利用ください※1。払戻請求書でもお手続きいただけるように改定する予定ですが、詳細については後日、埼玉りそな銀行のホームページにてご案内します。

※1 自己宛小切手、パーソナルチェックについては、発行受付を終了するとともに、当座カードのお申込みはできません。

**◆ 手形・小切手による入金受付は、支払地がりそなグループ各銀行限りになります**

2026年3月31日（金）に、他行を支払地とした手形・小切手による預金のお金扱いの受付を終了します。入金先口座は、当座預金のほか普通預金、定期預金等、各種預金を含みます。

**◆ 手形・小切手の電子化に伴う代替サービス・商品をご案内します**

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減、発送や保管等にかかる事務負担の低減や印紙税の削減など、様々なメリットがあります。紙の手形・小切手の発行終了の代替手段としては、電子記録債権（でんさいネットサービス）や埼玉りそな銀行のインターネットバンキング（りそなビジネスダイレクト）をご活用ください。

以上